(一) 第1382号 【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】 みいけ （毎月1回15日発行） 1993年8月24日（火）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人 森 皐
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825-普通 2612963

うごき

8月20日 ビラ配布
8月22日 分会長・委員合同会議
8月23日 主婦会全員集会
8月24日 保安団体交渉
8月28日 第十回委員会

吊り天崩落で二人が被災

対策不十分で類似災害の教訓生かせず

八月十二日午前九時十四分ごろ、三池鉱で払跡の吊り天盤が崩落し、圧風によって現場で作業していた十人が吹きとばされ、うち三人が重軽傷を負いました。詳しい事故の状況と原因については大牟田署と九州鉱山保安監督局で調査中です。過去の類似災害の教訓が生かされず、災害を引き起こした会社の保安責任は重大であり、組合は保安団交を要求しました。

吊り天崩落事故が起こったのは三池鉱（三池郡高田町昭和開）の三百八十メートル坑道第二上層西八十卸西十一片払（坑口から一万六千二百三十メートル・深度マイナス五百四メートル）で、百五十メートル払の進行距離は約九十メートル。

会社の報告によれば、当日払採炭員十人は払の状況や払跡の吊り天対策などの作業・保安指示を受け六時二十五分ごろ入坑、八時二十分ごろ現場に到着。八時五十分ごろからカッターを運転し、払の終端から自走枠の三十四セット附近に来た時、払跡（ヘッドから三十四セット）崩落による圧風によって負傷したものです。

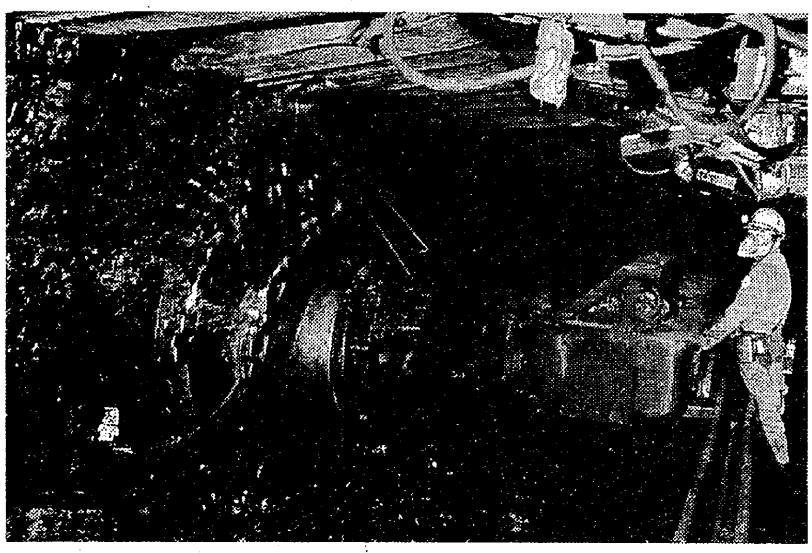

【資料写真】左側が採掘する払面（150m）。右側に自走枠の本体があり、払跡がある。

負傷者と部位は、払採炭員の宮下英美さん（50）が右前額部陥没、前胸部・両手両足骨折。同樽見光昭さん（54）が左大腿部骨折。同徳永勝幸さん（54）が左顔面、左腕、胸部の打撲。

この種の災害は過去にも再三発生しています。払跡の吊り天盤は払の進行に合わせて穿孔し、発破して人工的に崩落させる。一定の距離を経ても崩落しない時は追加発破する。警戒体制をとって状況観察と点検・指導を強める。などの諸対策がとられてきましたが、今回の災害にはこの教訓が生かされていませんでした。

穿孔・発破が十分行われていたか。警戒体制がどうだったのか。初荷の圧力を抜くための処置がどうだったか。監視人の配置が十日から解除されているが問題はなかったのか。など解明されなければなりません。

さらに、今期（四月～九月）当初からの自然条件の悪化などで四月から六月までに目標に対して約二十万トンの減産であり、九月までに二払体制で目標に近づけるための増産シフトに入っていたことから、目標達成のための努力が保安軽視につながったのではないかとの指摘もあります。そうだとすれば〝ゼロ災〟も〝危険予知〟も掛け声だけで、会社の保安上の責任は重大なものがあります。

申し入れ内容

八月十二日、罹災者三名を発生させた払吊天崩落による災害は、幾度となく経験した反省点や対策、危険性を軽視した結果引き起こされた人災であり、会社の保安管理責任が問われる災害であります。

いま現場では、「ゼロ災」に向けて限りない挑戦と努力をはかっている最中であり、保安管理に責任ある者の適正な現場状況把握と対策が処されていれば、防止できた災害であったと判断されるだけに極めて重大な問題を残したと言わねばなりません。

したがって組合としては、災害の未然防止と保安確保の観点から、労働者を危険なところで働かせないこと、安心して働ける職場の確立こそ生産活動の大前提であること、労働者に対して信頼できる保安予知と指導を行うことを明確にするために左記の通り要求し、合わせて三池炭鉱のすべての職場の保安確立に万全を期するよう強く求めるものであります。

要求

一、今次災害の責任を明確にし、災害の原因並びに対策を明らかにすること。

一、当該払における初荷対策の経過、状況把握と対応について明らかにすること。

一、監視人の配置を取りやめた理由と判断の経過について明らかにすること。

一、日常的な現場の報告、状況把握、保安確保上の対応について明らかにすること。

一、すべての職場の保安総点検を早急に実施し、安全職場の確立をはかること。

一、保安管理者を含めた教育を強化し、危険を予知した際の適正な対応について徹底すること。

一、その他。

× ×

以上の要求に伴う保安団交は二十四日に開かれます。

目標は災害ゼロ

新石炭政策下のきびしい情勢のなかで、保安を確立して安定操業を実現することが最も重要な課題です。そのためには、災害を絶滅するための点検と改善が第一歩です。

保安点検を強めよう

人員不足が深刻になる中で保安確保が従来にも増して重要になっています。現場での点検を強め不安全要素を一掃しましょう。

万全の保安確立で安定操業を

労働歳時記

連合コーポラティズム

○…非自民八党派による連立政権が四十五年ぶりに確立された。この結果、労働界では、連合が初めて政権与党に政策参加することになり、その動向と成果が注目されている。

○…ヨーロッパでは、労働団体と与党との政策参加体制は珍しいことではない。かつてのドイツ社民党連立政権とDGB（労働総同盟）をはじめ、スウェーデンの社民党政権とLO（労働総同盟）などケースは多い。

○…特徴はネオ・コーポラティムズ（政・労・使の協調国家体制）と呼ばれ、社会民主主義政権と労働組合の巨大な組織力、闘争力を背景にしていることだ。その結果、市場経済をベースとしつつも、福祉、時短、人権、環境を含めて底堅い社会資本の整備を進めてきた。

○…ところが今回の連立政権について、西欧の知識人は「三新党と自民党の間には明白なイデオロギーの違いが認められず、本当の変化が起きるとは考えられない」と指摘する。確かに、連立与党の第一党である社会党の影は薄く、主導権は新生党に握られ、民社党の影も薄い。

○…労働界でも、この評価をめぐって三つに分かれる。連合は「新政権に期待」と評価し、全労連は「第二自民党」と批判。全労協は危機感をにじませる。連合内でも「新党は働く者を代弁する政党ではない」との声も聞く。

○…今後、連合は「外交・防衛など国の基本政策は、これまでの政府の政策承継」（連立政権合意）をふまえつつ、当面の緊急課題である時間外割増率の引き上げや年金審議などに取り組むことになる。が、もれ聞くところでは、前自民党政権と大差ない方向だという。

○…「もし、働く者にこれという成果のない内閣だと、なんのための非自民政権かになろう」「政党離れと組合離れに拍車」との声も連合単産から聞く。政策参加の柱は組合の政策力と闘争力。組合のパワーアップこそカギである。

〈上期期末手当闘争〉

四五八、〇〇〇円で妥結

配分交渉、会社案で強行

上期期末闘争は、先行三社の集合交渉から各社交渉に移り三井社は七月二十日、前期妥結額プラス四、〇〇〇円の四五八、〇〇〇円で妥結しました。（本紙前号の記事で妥結額が間違っていましたので訂正します）

中央での妥結を受けて山元で二十四日配分交渉を行いました。組合側は従来どおり生活給部分（本人給、家族給、勤続給）を重視した要求を出しましたが、会社案強行となりました。

配分内容

本人給 二〇五、九七八円
家族給 六、〇〇〇円
勤続給 三、三〇〇円
所得給 〇・〇九七五

× ×

なお、上期期末手当闘争については、七月二十九日の中闘委で交渉経過、各社別交渉経過、妥結の判断、今後の課題などが総括され、山元では三十一日の第九回委員会で報告されました。

過去5年間の期末手当推移

（円）

年	期	期末手当	協力一時金	合計
1988	上期	270,000	15,000	285,000
	下期	280,000	15,000	295,000
1989	上期	290,000	5,000	295,000
	下期	311,000	15,000	326,000
1990	上期	331,000	15,000	346,000
	下期	351,000	15,000	366,000
1991	上期	366,000	20,000	386,000
	下期	387,000	20,000	407,000
1992	上期	402,000	45,000	447,000
	下期	406,000	48,000	454,000
1993	上期	406,000	48,000	458,000

93年上期は修正給4,000円を加給

93年上期各社別妥結内容

（円）

	期末手当	協力一時金	計
三井	406,000	48,000	458,000
住友	411,000	49,000	460,000
太平洋	411,000	58,500	469,000
空知	406,000	48,000	458,000
松島	411,000	48,000	459,000

注・三井、空知は修正給4,000円を加える